

小牧市立小学校学校給食非喫食者支援助成金交付要綱

令和 8 年 月 日
8 小教学給第 5 7 3 号

(通則)

第 1 条 小牧市立小学校学校給食非喫食者支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和 3 4 年小牧市規則第 3 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 助成金は、やむを得ない事情により恒常的に学校給食の提供を受けることができない児童の保護者に対し、学校給食に代わる昼食に要する経費の一部を助成することにより、市立小学校において実施されている学校給食費の負担軽減措置等に伴う児童の間の公平性を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立小学校 小牧市市立学校設置条例（昭和 3 9 年小牧市条例第 2 2 号）別表に規定する小学校をいう。
- (2) 児童 市立小学校に学籍を有する児童をいう。
- (3) 学校長 市立小学校の長をいう。
- (4) 保護者 児童を監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
- (5) 学校給食 学校給食実施日において市立小学校が提供する学校給食を構成する主食、副食、牛乳その他献立で提供される全ての品目をいう。
- (6) やむを得ない事情 児童が次のいずれかに該当すると小牧市教育委員会が認める事情をいう。
 - ア 食物アレルギーその他の疾患（乳糖不耐症を含む。）により、学校給食の提供を受けることが困難である場合
 - イ 教育上、健康上又は生活上の特別な配慮を要することにより、学校給食の提供を受けることが困難である場合
- (7) 県費補助金基準額 愛知県が定める市町村給食費負担軽減補助金実施要領に規定する完全給食を実施した場合の基準額をいう。

(助成対象者及び助成対象月)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、毎年4月1日から翌年3月31日までの学校給食の実施期間(8月を除く。)にやむを得ない事情により恒常的に学校給食を喫食できない児童の保護者とする。

2 暦月の学校給食の実施日全てにおいて学校給食(ユニバーサル給食を除く。)を喫食できなかった月を、助成金の交付の対象とする月(以下「助成対象月」という。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助その他の学校給食費に係る支援により、学校給食費の支給若しくは免除を受けた暦月は、助成対象月から除く。

(助成金の額)

第5条 市長は、予算の範囲内において、県費補助金基準額に助成対象月数を乗じて得た額を交付する。

2 市長は、前項の規定により難いと認めるときは、助成金の額を別に定めることができる。

(交付の申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、学期ごとに申請するものとする。

2 申請者は、各学期の終了の日から起算して60日以内又はその年度の3月31日までのいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 給食を喫食しなかった暦月があることを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、学校長に前項各号の書類の提出を委任することができる。

4 規則第12条において定める実績報告書は、第2項の申請をもってこれに代える。

5 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めたときは、職員に助成事業の実施について検査をさせ、又は関係者の意見を聴くことができる。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定に際し、特に必要があると認める場合は、条件を付することができる。
- 3 規則第13条の規定による額の確定の通知は、第1項の通知をもって、これに代えるものとする。
- 4 市長は、申請があった日から起算して30日以内に申請者が指定する金融機関の口座に入金することによって助成金を交付するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、申請者に学校徴収金の未納がある場合において、申請者が助成金の全部又は一部を当該未納額に充当することに同意し、かつ、学校長から申出があったときは、市長は、当該同意の範囲内で助成金を未納に係る学校徴収金に充当することができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請の取下げをしようとする者は、前条第1項の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を市長に申請しなければならない。

(申請の変更等)

第9条 第7条第1項の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかにその旨を申請し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた助成金の額に変更がなく、かつ、軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第7条の規定は、前項の申請があった場合に準用する。

(返還)

第10条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたと認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年〇月〇日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、令和8年度1学期分の申請期限は、別に定める。